

# 三崎地区中学校の適正配置に関する意見書



平成23(2011)年7月14日



三崎地区中学校適正配置協議会

## 《 目 次 》

はじめに	1
意見要旨（まとめ）	2
I 適正化措置のスケジュール	4
1 35人学級の影響	4
2 適正化措置の実施時期	5
3 推進計画の改訂	5
4 全体スケジュール	6
II 望ましい適正化措置の方向	8
1 5つの適正化措置	8
(1) 5つの適正化措置	8
(2) 5つの適正化措置の検討機関	10
2 三崎地区中学校の適正化措置に関する考察	11
(1) 学級の適正規模	11
(2) 通学区域変更の影響	12
(3) 学校の適正規模	14
3 隣接校との統合の妥当性	17
III 隣接校との統合の課題と対処方針	19
1 統合の目的とねらい	19
2 統合の課題	20
3 課題別対処方針	20
(1) 統合校の使用施設に関すること	20
(2) 統合校の象徴に関すること	27
(3) 統合校の学校運営に関すること	30
4 統合スケジュール	32
5 跡地利用	33
資料編	35

## はじめに

---

少子高齢化社会にあつて、通学区域の変更や隣接校との統合による小中学校の適正規模の確保、小中一貫教育によるきめ細かな指導と中1ギャップの解消、学校選択制による特色ある学校づくりなど、より良い教育環境の実現に向けた適正化措置について、三浦市では、これまでも様々な場面で多岐にわたった議論がされてきました。

その一部として、次の報告書、提言書など（いずれも三浦市のホームページ又は教育委員会総務課で見ることができます。）がまとめられています。

○三浦市における小中学校のあり方－教育・施設・学区－（平成18(2006)年3月）

※ 庁内シンクタンクであるみうら政策研究所が調査研究報告書としてまとめたもの。

○三浦市立小中学校のより良い教育環境のために（平成20(2008)年1月）

※ 三浦市立小中学校教育環境検討委員会が三浦市教育委員会あて提言したもの。

○三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針（平成21(2009)年3月）

※ 前記提言書を受け、三浦市及び三浦市教育委員会が定めたもの。

○三浦市立小中学校適正配置推進計画（平成22(2010)年7月）

※ 小規模化が顕著な三崎地区の中学校の適正化を図ることについて、三浦市及び三浦市教育委員会が定めたもの。

平成22(2010)年7月の三浦市立小中学校適正配置推進計画（以下「推進計画」という。）は、三崎地区の中学校、すなわち三崎中学校と上原中学校について、通学区域の変更又は隣接校との統合のいずれかの適正化措置を行うこととした計画であり、これに基づき平成22(2010)年9月、学識経験を有する者、保護者の代表、地域の関係団体の代表、学校長、教員の代表21名からなる三崎地区中学校適正配置協議会（以下「地区協議会」という。）を立ち上げました。

地区協議会では、これまで8回の会議を開催し、三崎地区中学校のあるべき姿を中心とし、それぞれの立場で活発な意見交換を行いました。委員全員が最も重視すべきこととして考えたことは「子どもたちのために学校はどうあるべきか」ということです。

以下、意見書としてまとめ、三浦市教育委員会に提出することといたしました。適正化措置の手法などの結論のみではなく、それぞれの結論に至るまでに交わされた様々な意見を「付帯意見」として可能な限り掲載することといたしました。結論だけでは表すことのできない、委員の強い思いをご理解いただければ幸いです。

最後に、私たち自身が、改めて子どもたちの教育環境について考える機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、この意見書が、未来を担う子どもたちのための教育環境の向上に資するものとなることを切望いたします。

平成23(2011)年7月14日

三崎地区中学校適正配置協議会

会 長 磯 部 東

## 意見要旨（まとめ）

---

平成 22(2010)年 7月の推進計画は、三崎地区の中学校、すなわち三崎中学校と上原中学校について、通学区域の変更又は隣接校との統合のいずれかの適正化措置を行い、平成 26(2014)年度に新たなスタートを切ることとしています。

推進計画は、小規模化が顕著な三崎地区の中学校を対象とし、適正化措置を進め、教科担任の確保が極めて困難な状況である平成 26(2014)年度に新たな教育環境でスタートを切るべきであるとの認識に基づき策定されたものですが、地区協議会においてもその必要性を確認した上で、その具現化に当たり、適正化措置のスケジュール、望ましい適正化措置の方向、隣接校との統合の課題と対処方針などについて精力的な意見交換を経て、地区協議会としての意見をまとめました。

これに際し、地区協議会として最も重要視したことは、子どもたちのより良い教育環境に必要な学校規模の確保です。中学校においては 9教科 10 科目の教科担任が必要ですが、これを確保するためには一定の学校規模が必要です。また、個々の部活動の活性化や自由に選択ができる多様な部活動の確保にもある程度の学校規模が必要です。適正化措置の検討には、この点が最も重要であるという視点で議論を進めて参りました。

適正化措置の意見要旨は次のとおりであり、意見をまとめるに至る経過を各章ごとに掲載し、さらに、ここで交わされた様々な意見を「付帯意見」として可能な限り掲載しましたので、ご参照くださるようお願いいたします。

### 1 適正化措置のスケジュール

平成 25(2013)年度までに適正化措置の手続きを行い、教科担任の確保が極めて困難な状況である平成 26(2014)年 4月に新たな教育環境でスタートを切るべきであると考えます。

### 2 望ましい適正化措置の方向

三崎地区の中学校において一定の学校規模を確保することは、教科担任の確保などにおいて極めて重要であり、その手法としては、「通学区域の変更」と「隣接校との統合」という 2つの手法が考えられることはこれまでの議論のとおりです。両者にはそれぞれメリット・デメリットがありますが、総合的な見地から、「隣接校との統合」、つまり三崎中学校と上原中学校を 1校に統合するという措置をとるべきであると考えます。

また、三崎地区の中学校の適正な学校規模の確保以外にも、今後の三浦市の教育環境の向上を図ることは、普遍的課題であると同時に引き続き重視されるべきであり、適正化の課題と手法として、「小学校の小規模化への対応」、「小中一貫教育」、「学校選択制」などが考えられます。これらについては、ひとまず地区協議会のテーマから外しますが、本市の教育環境の向上について大所高所から考える他の機関における検討が必要であると考えます。

### 3 隣接校との統合の課題と対処方針

隣接校との統合という措置をとる場合、その目的とねらいを明確に示すことが必要であると考えます。

中学校における小規模化の弊害は深刻であり、この弊害の排除を統合の目的とするとは否めませんが、一方でそれよりも重きを置くべきは、結果として「統合して良かった」と思えるような統合を目指すことだと考えます。そのためには「統合して新中学校の創出を目指す」ことを基本とすべきであると考えます。その上で、統合の課題と対処方針について検討することが肝要だと考えます。

統合の課題は様々ですが、「使用すべき施設」、「校名」、「統合のスケジュール」の3点について、地区協議会で考察すべきであると考えます。

まず使用すべき施設については、現三崎中学校を使用することに比べ現上原中学校を使用するほうが優位性が高いと考えます。この際、統合に向けて必要な施設改修などの検討を行う機関を三浦市教育委員会に設け、統合の具体的な計画である（仮称）三浦市立小中学校適正配置実施計画（以下「実施計画」という。）の案を策定する必要があると考えます。

次に校名については、検討の過程において委員より様々な案が出されましたが、具体的校名については協議会で決定すべき課題ではなく、新中学校についてどのような性格を重視するのかの基本的枠組みである「統合のコンセプト」と合わせて、広く市民から公募し教育委員会の責任において決定すべきであると考えます。市民公募に際しては、「統合のコンセプト」とそれに対応した「校名」の例示も必要であると考えます。

統合のスケジュールについては、平成 26(2014)年度に統合後の中学校で新たなスタートを切るため、前述の行政計画としての実施計画を平成 24(2012)年1月に三浦市及び三浦市教育委員会において策定し、以後必要な手続きを順次進めるべきであると考えます。

また、校歌、校章、教育課程の編成など、隣接校との統合における具体的な課題の対処方針については、課題別に両校PTAなどの検討機関で検討、決定すべきであると考えます。

## I 適正化措置のスケジュール

### 1 35 人学級の影響

推進計画では、小規模化が顕著な三崎中学校の平成 26(2014)年度に、全学年の学級数が教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が難しい状況となる 5 学級<sup>※1</sup>となることが予想されることから、適正化措置の実施を平成 26(2014)年度としていました。

その後、文部科学省において、35 人学級<sup>※2</sup>の導入について中央教育審議会初等中等教育分科会での審議を経て、平成 22(2010)年 8 月 27 日に「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を公表し、次の表 1 のスケジュールで進められることが示されました。このことにより、学級数が増える可能性が生じたわけです。

表 1 : 35 人学級導入スケジュール (H22(2010). 8. 27 文部科学省案)

40人⇒35人						35人⇒30人	
23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)
小 1 小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	—	小 1	小 2
—	—	—	中 1	中 2	中 3	—	—

※ 「40人⇒35人」は、現行の40人学級を35人学級とすることを意味します。

※ 「35人⇒30人」は、さらに35人学級を30人学級とすることを意味します。

小中学校における 1 学級の児童生徒数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務教育諸学校標準法」という。）で、1 学級 40 人という標準数が定められています。これを 35 人学級とする文科省の当初計画は上記のとおりですが、国の平成 23(2011)年度当初予算は小学校 1 年生のみ 35 人学級とするものであり、平成 24(2012)年度以降のスケジュールについては不透明なものとなりました。

また、平成 23(2011)年度に小学校 1 年生のみ 35 人学級とする義務教育諸学校標準法の改正案は、平成 23(2011)年 3 月 31 日に衆議院を通過、同年 4 月 15 日に参議院で可決されています。

#### ※1 : 教科指導の専門性の確保が難しい 5 学級 :

学校の教員の数には次のような神奈川県基準があり、中学校は現在、9 教科 10 科目の授業があるが、小規模校には 10 科目それぞれ別の教科担任が揃わないなどの弊害が生じる可能性がある。（教員数の基準）

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」などで主に学級数によって定められている。神奈川県平成 22(2010)年度における中学校の教員の配置基準は、次のとおり。

全校 6 学級…12 人（学校長 1 人、教頭 1 人、教諭（養護教諭を除く。）10 人）

全校 5 学級…11 人（学校長 1 人、教頭 1 人、教諭（養護教諭を除く。）9 人）

全校 4 学級…10 人（学校長 1 人、教頭 1 人、教諭（養護教諭を除く。）8 人）

#### ※2 : 35 人学級

これまでの 40 人学級制度は、1 学級の児童生徒数の上限を 40 人とするもので、仮に 1 学年の児童生徒数が 41 人の場合は 2 学級とする制度であった。これに対し 35 人学級は、1 学級の児童生徒数の上限を 35 人とするもので、仮に 1 学年の児童生徒数が 36 人の場合、1 学級 18 人の学級を 2 つとする制度である。

地区協議会は、当初より 35 人学級の導入を想定し、児童生徒数及び学級数の推計について 40 人学級と 35 人学級の両者を推計し、検討資料といたしました。

次の表 2 のとおり、平成 22(2010)年 8 月 27 日の文科省のスケジュールどおりであれば中学校 1 年生に 35 人学級が導入されるのは平成 26(2014)年度であり、この場合、小規模化が顕著な三崎中学校の 3 学年の学級数の合計は 5 学級です。また仮にこのスケジュールが先送りされ平成 26(2014)年度に 35 人学級が実施されない、つまり現行の 40 人学級の場合でも、その学級数は変わらないことが分かります。

このことから、平成 22(2010)年 8 月 27 日の文科省のスケジュールが予定どおり実施された場合でも、先送りされた場合でも、三崎中学校において教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が難しい顕著な小規模化が進むことは変わりなく、地区協議会での検討に直接影響を与えるものではないことを確認いたしました。

表 2：三崎地区中学校生徒数・学級数推計

学校別 生徒数 学級数	平成22年度 (2010)				平成23年度 (2011)				平成24年度 (2012)				平成25年度 (2013)				平成26年度 (2014)				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
三 崎 中 学	生 徒 数	61	55	77	193	53	61	55	169	58	53	61	172	37	58	53	148	46	37	58	141
	40人学級	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	1	2	2	5	(2)	1	2	5
	35人学級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
上 原 中 学	合 計	96	100	97	293	101	96	100	297	89	101	96	286	94	89	101	284	102	94	89	285
	40人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	(3)	3	3	9
	35人学級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	

## 2 適正化措置の実施時期

前述のとおり、35 人学級が導入されたとしてもされなかったとしても、小規模化が顕著な三崎中学校において、平成 25(2013)年度には、教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が難しい 5 学級となることが予想されることが確認されました。

このことから、三崎地区中学校の適正化措置は平成 25(2013)年度から実施すべきということになりますが、推進計画においては、その準備期間を確保するため、適正化措置の実施時期を平成 26(2014)年 4 月からとしていました。

地区協議会においても、平成 25(2013)年度までに適正化措置の手続きを行い、教科担任の確保が極めて困難な状況である平成 26(2014)年 4 月に新たな教育環境でスタートを切るべきであるという推進計画の考え方の妥当性を確認しました。

## 3 推進計画の改訂

平成 22(2010)年 7 月に策定された推進計画では、学校適正配置に関する地区、対象校、具体的手法、スケジュールなどを記載する実施計画の策定期間について、平成 24(2012)年 5 月としていました。

地区協議会において、この実施計画の策定期間から適正化措置を実施するとしている平成 26(2014)年 4 月までのスケジュールを再考した結果、この 2 年足らずの期間で

は、教育課程※3の編成等に必要な時間を確保することが難しいとの結論に達しました。

そのため、教育課程の編成を行う現場の意見を尊重し、また、生徒や保護者への説明期間をさらに十分なものとするためにも、平成 24(2012)年 1 月までに実施計画を策定すべきであるとの地区協議会としての意見（資料編 35 ページ「資料 1」参照）を平成 22(2010)年 9 月 27 日に三浦市教育委員会に提出いたしました。

この意見を受け、平成 22(2010)年 9 月 30 日開催の三浦市教育委員会定例会及び同年 10 月 15 日開催の政策会議において、推進計画の修正案の審議、議決がされ、実施計画の策定時期を平成 24(2012)年 1 月に前倒しし、これに伴うスケジュールを変更する推進計画の改訂がなされました。

#### 4 全体スケジュール

前述の「1 35 人学級の影響」で述べたとおり、35 人学級が導入されたとしてもされなかったとしても、小規模化が顕著な三崎中学校において、平成 26(2014)年度には、教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が難しい5学級となることが予想されることが確認されました。

また、「2 推進計画の改訂」に関する議論では、平成 26(2014)年 4 月に新たなスタートを切るためには、教育課程の編成などに要する時間の確保のため、平成 24(2012)年 1 月までに行政計画としての実施計画を策定し、以後必要な手続きを順次進めるべきであるとの意見で一致いたしました。

このことから、地区協議会としても、平成 22(2010)年 10 月改訂後の推進計画に示された次の表 3 のスケジュールを、おおまかな全体スケジュールとすべきであることを確認いたしました。

なお、適正化措置の詳細スケジュールに関する意見は、第Ⅲ章に記載することとします。

表 3：三崎地区中学校の適正化措置に関する全体スケジュール

実施主体	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度～25年度 (2012) (2013)	26年度 (2014)
教育委員会事務局	児童生徒数の推移の把握 推進計画案策定	説明・情報提供	調整・準備 (連携)	適正化実施
(仮称) 適正化推進協議会			調整・準備	
地区協議会	設置・協議	意見書提出 (H23(2011)9月)		
三浦市・三浦市教育委員会	推進計画策定	意見書	実施計画策定 (H24(2012)1月)	
学校再編検討委員会		設置 (H23(2011)10月) 実施計画案検討	実施計画案策定 (H23(2011)12月中)	

#### ※3：教育課程

教育課程は、教科・科目の目標や内容などを定めた教科課程・学科課程などと、教科・科目以外のさまざまな活動からなる教科外活動などの2つの部門から成り立ち、体育祭、修学旅行などの学校行事もこれに含まれる。



【付帯意見】

適正化措置のスケジュールについて

意見 1 : 教育課程の編成などのために推進計画のスケジュールを前倒しにする必要性は理解したが、小中一貫や学校選択制について全市レベルで検討する適正化推進協議会の協議結果は、地区協議会の検討にも影響がある。その調整についてはどのようにお考えか。

◇事務局回答：学校選択制や小中一貫教育については、今後設置する適正化推進協議会で引き続き検討し、その整合性については、両者がスタートした時に考えたい。

意見 2 : 三崎中学校をどうするのか心配される声を聞いている。なるべく早く方向性を決めないと子どもも迷うし、保護者も迷うという声を届けてほしいと言われてきた。

意見 3 : 来年入ってくる 1 年生が 3 年生の時に統合の予定になる。1 年生に入ってきた時に 3 年時の修学旅行を検討しているため、その修学旅行のことを来年の 1 学期の段階ではどうするかを絞っていかなければいけない。それは今年度のうちに上原中学校と三崎中学校で連携を取らなければいけないということである。

意見 4 : 協議会としてできるだけ早く意見書をまとめて、準備期間をきちんととって対応するのが一番望ましいことだと思う。

## Ⅱ 望ましい適正化措置の方向

---

### 1 5つの適正化措置

今後の三浦市の教育環境の向上を図るための方策を検討し、必要な適正化措置を講じることは、普遍的課題であると同時に引き続き重視されるべきであると確信するところです。

地区協議会においても、三浦市における教育環境の向上に関する手法全般について議論が行われたところです。

三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、少子化が進む状況下において適正な学校規模の確保のための適正化措置の手法を、「通学区域の変更」と「隣接校との統合」の2つとしています。またこのほか、過去の様々な場面において、教育環境の適正化の課題と手法について、「小学校の小規模化への対応」、「小中一貫教育」、「学校選択制」などが議論されてきたところです。

地区協議会においても、この5つの適正化措置の取扱いについて確認を行い、次のとおり意見をまとめることといたしました。

#### (1) 5つの適正化措置

5つの適正化措置について、その背景と意義は、次のとおりです。

##### ア 通学区域の変更

平成 21(2009)年 3月策定の基本方針は、適正な学校規模の確保のための適正化措置の手法を、「通学区域の変更」と「隣接校との統合」の2つとしており、この2つの手法のうち、小規模校への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで適正な学校規模の確保ができないか考えることとしています。

このことにより、対象校の生徒数及び学級数の平準化が図られ、中学校においては、教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が図られる可能性があります。

##### イ 隣接校との統合

基本方針は、「通学区域の変更」では適正な学校規模の確保という問題を解決できないときには、次に「隣接校との統合」を検討することとしています。

また、基本方針では、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で検討を行うことが示されました。

この検討により、教育環境に関し、対象校を合わせた学校規模が確保され、中学校においては、教科担任の確保による教科指導の専門性の確保が図られる可能性があります。

## ウ 小学校における適正化措置の課題

基本方針において、適正化措置の時期を「複式学級<sup>※4</sup>が生じた時」とし、推進計画において「小学校においては、平成 27(2015)年度までは、適正配置実施の基準である複式学級が生じない」との推計を示し、基本方針にも「通学の距離や時間、体力的な面に配慮、また、地域における学校の役割に考慮し、現在の学校配置を維持します。」としていることから、この推進計画の対象から除外することとしました。

しかし、今後も小学校における小規模化の傾向は変わらないことが予想されることから、将来を見据えた小学校における適正化措置の検討を否定するものではありません。

この検討には、小規模化により生じる単学級における固定的な人間関係によって発生する問題の解消や、集団競技などの学校行事の充実などへの期待があります。

## エ 学校選択制

学校教育法施行令（以下「法施行令」という。）第5条により、義務教育において就学する児童生徒は、原則として教育委員会が指定する学校に通学することが定められています。しかし、平成9(1997)年に文部省が「通学区域制度の弾力的運用について」という通知を出したことで、この枠組みの弾力的運用が図られることとなり、さらには学校選択制の取組が全国に広まるようになりました。

近隣市においては、横須賀市が平成 15(2003)年度入学生から市内を6つのブロックに分け、ブロック内とブロック外であっても通学区域が隣接している中学校について、学校選択を認める制度を実施しています。

また、逗子市においても「学区希望制度」を、小学校においては平成 17(2005)年度入学生から、中学校においては平成 16(2004)年度入学生から実施しましたが、小学校については、入学希望者が1校に集中したため、平成 23(2011)年度入学生から平成 25(2013)年度入学生までの3年間、この制度は休止することとしています。

本市においても、平成 17(2005)年度のみうら政策研究所（以下「政策研究所」という。）の「小中学校のあり方」に関する調査研究報告書や平成 20(2008)年1月に三浦市立小中学校教育環境検討委員会から三浦市教育委員会に提出された提言書などに学校選択制に関する提言がされています。

この検討には、特色ある学校づくりの促進とそれに伴う学校の活性化への期待があります。

---

### ※4：複式学級

学年ごとに学級を編成するのではなく、複数学年で1学級にする学級編成のこと。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（資料編 36 ページ「資料 2」参照）において、小学校の場合、1年生を含む時は8人以下、それ以外では16人以下が基準とされている。

## オ 小中一貫教育

小学校から中学校に進学したときに学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、その変化に子ども達がついていけなくなっているためにいじめが増加したり不登校になったりする現象、いわゆる「中1ギャップ」という言葉がクローズアップされるようになってきました。

こうした背景の中、関係法令の改正等に伴い、小学校6年間と中学校3年間の教育を一体で行う「小中一貫教育」が全国に広がってきました。

先進事例としては、東京都品川区が平成18(2006)年度よりすべての小中学校(小学校39校、中学校17校、小中一貫校1校)で、小中一貫教育への本格的移行を全区に展開しています。

本市においても、政策研究所の調査研究報告書に小中一貫教育に関する提言がされています。

この検討には、中1ギャップの解消、義務教育の連続性の強化などへの期待があります。

### 【付帯意見】

#### 学校選択制について

意見1：他市で学校選択制を採っているところでは、部活動によって学校を決めるという要素はかなり大きい。「この部があるからこの学校に行く」という決め方をしている。

#### 小学校における適正化措置について

意見1：中学校の通学区域の変更ということも1つの課題であるが、中学校のみならず5年後に三崎中学校区の三崎小学校、岬陽小学校両小学校ともに極めて小規模になってしまう。特に三崎小学校は50人以下になってしまう。そういう小規模小学校をどうすべきか、ということも考えておかなければいけない問題である。

## (2) 5つの適正化措置の検討機関

前述のとおり、小中学校の教育環境の適正化に関する5つの適正化措置について、これまでも地区協議会を含め様々な場面で議論をしてきたところです。

地区協議会は「三崎地区中学校適正配置協議会」であり、一義的な目的は、三崎地区の中学校、すなわち、三崎中学校と上原中学校の2校において、その適正配置に関する意見をまとめることです。

その意味で「小学校の小規模化への対応」、「小中一貫教育」、「学校選択制」の3つの適正化措置についての検討は、地区協議会の検討すべき範囲を超えるものであり、ひとまず地区協議会のテーマから外すことを確認する一方で、本市の教育環境の向上について大所高所から考える他の機関における検討が必要で

あるという考えに基づき、今後設置が予定されている（仮称）適正化推進協議会で検討することが適当であるとの意見書を地区協議会において可決し、別紙のとおり（資料編 37 ページ「資料 3」参照）三浦市教育委員会に提出いたしました。

残り 2 つの適正化措置である「通学区域の変更」と「隣接校との統合」については、三崎地区の中学校、すなわち、三崎中学校と上原中学校の 2 校の適正配置に関する議論の中心をなすべきものであり、一義的な目的として地区協議会で検討することとし、検討経過とその結果については、次項以下に記載することとします。

## 2 三崎地区中学校の適正化措置に関する考察

### (1) 学級の適正規模

35 人学級に関する動きについては前述しましたが、こうした背景の中、三崎地区中学校の適正化措置に関する議論に際し、まずは、1 学級に望ましい生徒数（学級の適正規模）に関する議論を行いました。

きめ細かな授業が行えることなど教科指導の面では少人数が好ましいとする意見のほか、教科指導についても体育のようにチームを作って競技をする場合などは少人数では授業が成り立たず、教科によっても適正人数は違うという意見、少人数の人間関係の中でのトラブルは対応が難しいことやリーダーが育ちにくい実態もあるなどの意見、社会性の醸成などの面では一定規模（35 人程度）が必要であるという意見が出されました。

これらの議論を経て、学級数により教員の配置数が決められている現状において、学校の適切な経営を考えると、学級の適正規模を議論するより、学校の適正規模を議論する重要性が浮き彫りになりました。

#### 【付帯意見】

##### 学級の適正規模について

**意見 1**：小学校については、低学年と高学年の人数は違っていいし、違うべきであると思う。低学年の場合は 30 人で、4 年生から 6 年生と中学生は 35 人や 40 人でも対応可能だと思う。

**意見 2**：35 人学級では学年の児童生徒数が 36 人の場合、18 人学級が 2 学級となるが、仮に男女 9 人ずつになったとき、9 人が 2 つのグループに分かれてしまったら争いが起きるのではないか。グループもたくさんあったほうが争いは緩和されるのではないかと思う。

**意見 3**：学級的人数はあまり少なすぎてもデメリットのほうが多いと思う。いじめがあった場合には、人数が多いほうが、いじめられている子の味方になってくれる子もいるのではないかと思う。

**意見 4**：学校特に学級は社会性を養う重要な場所である。その意味では、ある程度の人数（30～35 人）が必要である。一方で、きめ細かな学習指

導には、少人数指導やT Tという方法がある。

**意見 5** : 寺子屋方式のように少なくともよいのかなという気もするし、勉強だけでなくいろいろな社会的なものも学ばせようとする、少ないと弊害が出てくるだろうから、35 人くらいが妥当な線なのかなという感がある。

**意見 6** : 文部科学省のシステムは、子どもが少なくなればなるほど教員数が少なくなるというシステムで、子どもが少なくなったから目が行き届いて、いろいろな面で手厚い教育ができるというシステムにはなっていない。子どもの数がある程度いて、教員の数もある程度いて、教員同士も切磋琢磨していかななくてはいけない。1学級 35 人前後で、ある程度の学級数、ある程度の教員数できめ細かい指導をしていくのが妥当だと思う。

**意見 7** : 教師側からすれば、少ない人数のほうが把握できるのは事実であり、子ども側からすれば、小学生でも中学生でも多ければ多いほうが自分に合った仲間を見つけられる。

**意見 8** : 学科によって学級規模を変えるべきだという話があったが、その意味では学級の規模よりはむしろ、学年の規模、学校の規模のほうがはるかに大事な要素になる。

## (2) 通学区域変更の影響

三崎中学校の規模を維持するための手法として、次の表 4 のとおり栄町、岬陽町、宮川町を上原中学校区から三崎中学校区に変更するシミュレーションを行い、この変更による影響がどのようなものであるかの検討を行いました。

まずは、次の表 4 のとおり、栄町、岬陽町及び宮川町の通学区域について、現在の上原中学校から三崎中学校に変更することにより、両校生徒の平準化が図られること、栄町、岬陽町及び宮川町の生徒及びその保護者にとっては、むしろ通学距離が短くなるメリットがあることを確認しました。

また、法施行令第 5 条による通学区域の指定制度については、本市教育委員会においても柔軟対応をしているところであり、通学区域の変更が行われた場合でも、保護者の選択の余地が残っていることから大きな混乱はないことが予想されるという意見が地区協議会の大勢を占めました。

表4 栄町、岬陽町、宮川町を三崎中学校区に変更した場合の生徒数・学級数推計

学校別 生徒数 学級数		平成22(2010)年度				平成23(2011)年度				平成24(2012)年度				平成25(2013)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	91	82	104	277	82	91	82	255	71	82	91	244	66	71	82	219
	学級数	3	3	3	9	3	3	3	9	2	3	3	8	2	2	3	7
上原中	生徒数	66	73	70	209	72	66	73	211	76	72	66	214	65	76	72	213
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
学校別 生徒数 学級数		平成26(2014)年度				平成27(2015)年度				平成28(2016)年度				平成29(2017)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	69	66	71	206	55	69	66	190	52	55	69	176	60	52	55	167
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
上原中	生徒数	79	65	76	220	70	79	65	214	74	70	79	223	78	74	70	222
	学級数	3	2	2	7	2	3	2	7	3	2	3	8	3	3	2	8
学校別 生徒数 学級数		平成30(2018)年度				平成31(2019)年度				平成32(2020)年度				平成33(2021)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	61	60	52	173	44	61	60	165	49	44	61	154	40	49	44	133
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
上原中	生徒数	60	78	74	212	73	60	78	211	56	73	60	189	41	56	73	170
	学級数	2	3	3	8	3	2	3	8	2	3	2	7	2	2	3	7
学校別 生徒数 学級数		平成34(2022)年度				※平成22(2010)年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成した。 ※推計においては特別支援学級数を除いた。 ※文部科学省の計画案により、平成26(2014)年度に1年生、平成27(2015)年度に2年生、平成28(2016)年度に3年生の35人学級が実施されると想定した。											
		1年	2年	3年	計												
三崎中	生徒数	44	40	49	133												
	学級数	2	2	2	6												
上原中	生徒数	51	41	56	148												
	学級数	2	2	2	6												

【付帯意見】

通学区域の変更の影響について

- 意見1：現在、小中学校の入学先については柔軟な対応をしているので、栄町、岬陽町、宮川町を三崎中学校区としても友達関係を中学校に行って作るのが難しくなるから上原中学校に通う生徒が机上の計算より多くなり、三崎中学校と上原中学校の規模、学級数のバランスについて教育委員会が示したシミュレーションのとおりにならない可能性もある。
- 意見2：学区を変更して一時的に調整しても、全体の生徒数が減っているので、何年か経つと同じような問題が繰り返されて、学区だけで調整しようとすると非常に混乱が起きると思われる。
- 意見3：岬陽小学校区である栄町や岬陽町、宮川町を三崎中学校区に変更した場合、岬陽小学校区の原や六合からは上原中学校に、それ以外は三崎中学校に行くことになり、1つの小学校から2つの中学校に進学することになるが、この点については、ある程度慣れてくれば問題ないと考える。

### (3) 学校の適正規模

学校の適正規模を議論するに当たっては、「教科担任の確保」と「部活動の活性化」という2つのテーマを主な観点としました。

#### ア 教科担任の確保

三浦市の小中学校における教員の配置数については、義務教育諸学校標準法にある学校の学級数に応じて定められた基準を基に、神奈川県教育委員会が決定しています。学級数が多ければ教員も多く配置され、学級数が少なければ教員も少ないという状況が必然的に生まれる制度です。

現在の通学区域を維持した場合の平成 26(2014)年度の三崎中学校の推計学級数は5学級(資料編 38 ページ「資料4」参照)ですが、この場合に平成 22(2010)年度の神奈川県の教員配当基準表を当てはめると、校長と教頭、養護教諭を除く教員数は9人となります。

中学校には国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語の9教科がありますが、技術・家庭については、それぞれの専門性がさらに求められており、これを分割すると10科目となります。9人の教員配置では、この10科目それぞれ単独の教科担任を揃えることが不可能になることが推進計画にも述べられています。

このことから、中学校においては、現行の教員配置の基準によって10人の教員が確保できる規模、すなわち全学年の学級数が6学級以上であることが必要であるという意見で一致しました。

#### イ 部活動の活性化

部活動は、中学校における大きな活動の1つとして位置づけられますが、学校規模が部活動に大きな影響を与えるという議論もなされました。

平成 22(2010)年度における三崎中学校と上原中学校の部活動の状況は、次の表5のとおりですが、三崎中学校ではサッカー一部の選手が足りず、他の部活から選手の応援を得て大会に参加したり、上原中学校でも野球部の選手が足りず、ソフトボール部の選手(女子)の応援を得て大会に参加したりという状況が実際にあったということが委員から報告されました。

他市の一部にも少子化の影響が部活動に大きな影を落としている状況があり、ひとつの例として、2つの学校が合同で練習し大会に参加する「合同部活」という状況もあることが委員から報告されました。この際、大会規程により関東大会等などへの参加が規制されることも報告されました。

また、指導者や地域の環境が大きく影響し、強い部活には自然と生徒が集まってくるという経験談も委員から述べられました。

部活動の活性化には、部員数の確保が必要なことはもちろんのこと、生徒の要望に応じた部活動を作るための指導者の確保も欠かすことのできない要件です。

学校規模により教員数が決まる現状においては、生徒数が増えることにより学



級数が増え、学級数が増えることにより教員数が増え、教員数が増えることにより部活動の種類が増え、生徒の選択の幅が広がり、部活動が活性化することにつながるということが委員の共通認識となりました。

表5：部活動の設置及び部員数の状況（平成22(2010)年5月1日現在）

No.	名称	三崎中学校										上原中学校									
		1年		2年		3年		小計		合計	1年		2年		3年		小計		合計		
		男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女			
運動部	1 陸上競技	10	2	13		10	2	33	4	37	7	3	9				16	3	19		
	2 バスケットボール	6	5		1	5	2	11	8	19	16	6	2	5	3	15	21	26	47		
	3 サッカー	3			2	2		5	2	7	12		18		16		46		46		
	4 軟式野球	5		6		14		25		25	1		7		6		14		14		
	5 バレーボール		10		3		7		20	20		7		7		4		18	18		
	6 ソフトテニス		4		13		7		24	24	5	15	4	13	5	8	14	36	50		
	7 卓球										3		4		8		15		15		
	8 ソフトボール											5		11		7		23	23		
	9 柔道																				
	小計	24	21	19	19	31	18	74	58	132	44	36	44	36	38	34	126	106	232		
文化部	1 音楽		5		7		6		18	18											
	2 美術		2		3		2		7	7		4	2	7	2	6	4	17	21		
	3 パソコン	4		3	1	10	2	17	3	20											
	4 吹奏楽										6	2		4		7	6	13	19		
	5 文芸																				
	6 ハンディクラフト																				
	小計	4	7	3	11	10	10	17	28	45	6	6	2	11	2	13	10	30	40		
合計		28	28	22	30	41	28	91	86	177	50	42	46	47	40	47	136	136	272		
生徒数		30	31	25	30	48	29	103	90	193	50	46	48	52	45	52	143	150	293		
加入率 (%)		93.3	90.3	88.0	100.0	85.4	96.6	88.3	95.6	91.7	100.0	91.3	95.8	90.4	88.9	90.4	95.1	90.7	92.8		

【付帯意見】

教科担任の確保・授業時数について

意見1：現在の三崎中学校では、技術・家庭科に1人しか配置できていないので、技術の先生が家庭科も兼ねて1人で2科目を教えている。今がぎりぎりの規模である。

意見2：三崎中学校では技術・家庭科を1人の教師が教えているが、1つの教科ではあるが、内容はまったく違うので、一方はゼロから勉強しながら指導することになる。小学校で家庭科を学んで、中学校でさらに発展的な内容を教えるという面でも難しい。

意見3：全校6学級の場合、技術・家庭科に1人の教員しか配置できない状況がある。技術の先生が家庭科も兼ねて1人で2科目を教えている。今の三崎中学校の全校6学級の規模がぎりぎりの規模である。これ以上減ると、5教科は1人で3学年すべてを教えなければいけない状態になってしまう。全科目の教科担任を1人ずつ確保できたとしても、文科省が示している平成24(2012)年度に完全実施予定の中学校学習指

導要領<sup>※5</sup>における教科ごとの授業時数には次の表6のとおり格差がある。例えば、中学校1年生の国語や数学、英語は1週当たり4.0時間なのに対し、音楽や美術は1.3時間となり、教員が受け持つ授業時数にばらつきがでる可能性がある。このことにより教員1人当たりの業務量全体のばらつきがあってはならないが、これを平準化するために現行でも小規模校においては様々な苦勞があり、全校6学級の規模が限界であると言える。

表6：全学年2学級(全校6学級)の場合の教員1人当たり授業時数試算

教科等	教員数 配置例 a	1学年 (2学級)		2学年 (2学級)		3学年 (2学級)		計 (6学級)		教員一人当たり 総授業時数/週		
		授業 時数 /週 b	総授業 時数 /週 (b×2) c	授業 時数 /週 d	総授業 時数 /週 (d×2) e	授業 時数 /週 f	総授業 時数 /週 (f×2) g	授業 時数 /週 h	総授業 時数 /週 i	1年 担任 (i+α+β)/c j	2・3年 担任 (i+α+β)/c k	非担任 (i+β)/c l
国語	1	4.00	8.00	4.00	8.00	3.00	6.00	11.00	22.00	25.40	26.00	23.08
社会	1	3.00	6.00	3.00	6.00	4.00	8.00	10.00	20.00	23.40	24.00	21.08
数学	2	4.00	8.00	3.00	6.00	4.00	8.00	11.00	22.00	14.40	15.00	12.08
理科	1	3.00	6.00	4.00	8.00	4.00	8.00	11.00	22.00	25.40	26.00	23.08
音楽	1	1.30	2.60	1.00	2.00	1.00	2.00	3.30	6.60	10.00	10.60	7.68
美術	1	1.30	2.60	1.00	2.00	1.00	2.00	3.30	6.60	10.00	10.60	7.68
保健体育	1	3.00	6.00	3.00	6.00	3.00	6.00	9.00	18.00	21.40	22.00	19.08
技術・家庭	1	2.00	4.00	2.00	4.00	1.00	2.00	5.00	10.00	13.40	14.00	11.08
英語	1	4.00	8.00	4.00	8.00	4.00	8.00	12.00	24.00	27.40	28.00	25.08
道徳(α)	-	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.00	3.00	6.00	-	-	-
特別活動(α)	-	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.00	3.00	6.00	-	-	-
総合学習(β)	-	1.40	2.80	2.00	4.00	2.00	4.00	5.40	10.80	-	-	-
計	10	29.00	58.00	29.00	58.00	29.00	58.00	87.00	174.00	20.80	21.40	17.40

意見4：中学校の学習内容を見ると、教科でかなり専門的な部分が出てくる。中学校の義務教育が終わると、お子さんによっては、工業高校、あるいは商業と、専門的な進路に関わるような学校を望むという状況もある。そういう部分を考えてみると、やはり学級規模よりも学校規模という部分で、それぞれの教科の専門の先生がきちんと学級の中で授業ができるという部分が非常に大事になってくるのではないかと思う。

意見5：数学、理科などの教科で、少人数の授業の形態というのは現在も行っている。ただ、教員の総合人数が決まっているので、すべてを2つに分けて、というのは物理的にも無理なところがあるので、そういった点では、全体の学校規模がある程度必要になってくるということだと思う。

※5：学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたもの。

学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められている。各学校では、この学習指導要領や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。

### 部活動の活性化について

- 意見 1** : 三崎中学校は現状でも部活数、特に運動部は他校に比べて少ない。平成 22(2010)年度の 3 年生が引退した後は、バスケットボールやサッカーは試合をする人数に足りていないという状況。野球もぎりぎりの人数なので、余裕を持って充実した部活動ができているとは言えない。
- 意見 2** : 2 校が一緒に練習を行って、大会に 1 チームとして出て行くのが合同部活で、各校の人数が減っているため、中体連としてはかなり当たり前の世界になってきている。ただ、そういうチームは県大会までは認められるが、関東大会には出場できないという問題もある。
- 意見 3** : 学校規模（生徒数）が大きければ教員数が増え、教員数が増えれば部活の数が増え、部活の数が増えれば生徒の選択の幅が広がることとなる。生徒数が増えて、教員数が増えて、部活の数が増えれば部活が活性化するという構図がある。
- 意見 4** : 市内においても、自らが希望する部活を行うため、指定校ではない学校への就学を希望する例がある。
- 意見 5** : 子どもが親を選べないのと同じように、学校で指導者がいないから部活を選べないというのは不幸である。部活を活発化させるために、先生方はどうあるべきかという議論が必要である。
- 意見 6** : 生徒が増えて部活が多くなれば活性化されるかということ、またちょっと違う。教える人の確保、授業だけではなくて部活の専門性も必要になってくる。

### 3 隣接校との統合の妥当性

13 ページの表 4 のとおり、栄町、岬陽町及び宮川町を上原中学校区から三崎中学校区に変更した場合、平成 26(2014)年度に三崎中学校が全校 6 学級、上原中学校が全校 7 学級となります。この場合、校長と教頭、養護教諭を除く教員配置は、それぞれ 10 人と 11 人という状況になります。この時点では、教科担任を科目ごとに確保することができることとなりますが、平成 34(2022)年には両校とも全校 6 学級、生徒規模 150 人以下の小規模校となり、さらに小規模化が進行することが予想されることから、通学区域の変更により三崎中学校と上原中学校の 2 校を残す方法では、適正な学校規模を維持することについて抜本的な解決策にはなり得ないという意見で一致しました。

一方、表 7 で示したように、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の住民基本台帳の未就学児の数及び児童生徒数を基にした試算では、統合後の中学校においては平成 34(2022)年度においても各学年 3 学級、全校で 9 学級の学校規模が維持できることが明らかになりました。この場合、校長と教頭、養護教諭を除く教員数は 14 人となります。

これらの議論を踏まえ、学校の規模を維持し教科担任を確保すること、子ども同士が切磋琢磨できる環境を作ること、部活動を活性化することなど、子どもたちにとって最善の教育環境を将来にわたって作ることを最も大切に考え総合的に勘案すると、三崎中学校と上原中学校を統合することが最善の選択だという結論に至りました。

表7：隣接校との統合シミュレーション

		平成22(2010)年度				平成26(2014)年度				平成27(2015)年度				平成33(2021)年度				平成34(2022)年度				
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
三崎中	生徒数	61	55	77	193	46	37	58	141	37	46	37	120	26	24	30	80	30	26	24	80	
	学級数	40人学級	2	2	2	6	—	1	2	5	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—
		35人学級	—	—	—	—	2	—	—	—	2	2	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3
	教員数	10				9				9				7				7				
上原中	生徒数	96	100	97	293	102	94	89	285	88	102	94	284	55	81	87	223	65	55	81	201	
	学級数	40人学級	3	3	3	9	—	3	3	9	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—	—	—
		35人学級	—	—	—	—	3	—	—	—	3	3	—	—	2	3	3	8	2	2	3	7
	教員数	14				14				14				13				11				
統合校	生徒数	—	—	—	—	148	131	147	426	125	148	131	404	81	105	117	303	95	81	105	281	
	学級数	40人学級	—	—	—	—	—	4	4	13	—	—	4	13	—	—	—	—	—	—	—	—
		35人学級	—	—	—	—	5	—	—	—	4	5	—	—	3	3	4	10	3	3	3	9
	教員数	—				19				19				16				14				

※平成22(2010)年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成

※推計においては特別支援学級数を除いた

※平成26(2014)年度に1年生、27(2015)年度に2年生、28(2016)年度に3年生の35人学級化が実施されると想定

※教員数は平成22年度の神奈川県の配当基準による(校長・教頭・養護教諭を除く)

【付帯意見】

隣接校との統合の妥当性について

- 意見1：通学区域の変更により一時的に調整しても何年か経つと同じ現象が起きることが分かっている。三崎中学校だけの時代に育っている者としては、統合ではなく昔に戻るといった感覚で、三崎地区全域が同級生となり、卒業してからの友達付き合いも含めて統合がよいのではないかと思う。
- 意見2：「統合はいたしかたない」という保護者の意見も聞いている。自分自身も将来を考えて統合はいたしかたないと思う。
- 意見3：統合するのなら、名前だけではなく、統合後の学校における質の高い教育の実現などの必要性について付帯意見として載せてほしい。

### Ⅲ 隣接校との統合の課題と対処方針

#### 1 統合の目的とねらい

「Ⅱ 望ましい適正化措置の方向」の「3 隣接校との統合の妥当性」において述べたように、子どもたちにとって最善の教育環境を将来にわたって作ることを最も大切に考え、三崎中学校と上原中学校を小規模ながら存続させるより、両校を統合することによってある程度の学校規模を確保、維持すべきであるという認識で一致しました。

教科担任の確保が難しいこと、部活動の活性化に支障をきたすことなど、特に中学校においては小規模化の弊害は深刻です。これまでも議論されてきたようにこの弊害の排除を統合の目的とすることは否めませんが、一方でそれよりも重きを置くべきは、結果として「統合して良かった」と思えるような統合を目指すことだと考えます。

そのためには「統合して新中学校の創出を目指す」ことを基本とすべきであると考えます。

そしてその具現化に向け、施設改修など環境面の改善、教育課程の充実、部活動の活性化などによる特色づくりなど新しい学校経営方針の創設、統合によって生まれる跡地の有効利用などについて考えることが重要です。その上で、統合の課題と対処方針について検討することが肝要だと考えます。

#### 【付帯意見】

##### 統合の目的とねらいについて

- 意見 1**：三崎中学校と上原中学校が一緒になるにしても、伝統は捨てきれないだろうと思う。両校を融合することの難しさを頭に入れながら、お互いに良いところを認め合って発展させていくこと考えている。
- 意見 2**：いくつかのクラスが集まってお互いに切磋琢磨するというのは色々な学校でも経験しているので、合唱や体育祭などの学校行事では良い効果をもたらすのではないかと期待している。
- 意見 3**：学校に対してかかわることのできる地域の力は増えると思う。運動部にしても指導者が足りない部分に地域の人材を活用していくことなどを学校づくりの中で考えていかなければ、本当に統合して良かったということにはならないと思う。
- 意見 4**：統合すれば、教育の方針が変わるかもしれないし、高校入試の制度が変わる可能性もあるので、保護者はピリピリしている。学校規模が大きくなって高校進学等にも良い影響が出ればいいと思う。

## 2 統合の課題

統合の実現には、統合のための手続きに関するスケジュールの検討のほか、使用施設、校名、校歌、校章、制服など様々な検討課題があります。

その検討課題を洗い出し、分類すると次表 8 のとおりであり、その対処方針について議論いたしましたので、その概要を次項に掲載します。

また、統合により生じる一方の学校跡地の活用についても地区協議会として詳細を言及すべきでないことは承知しているものの、大きな関心事であり、その考え方を後述します。

表 8：隣接校との統合における課題

No.	分類	No.	課題	備考
1	統合校の使用施設に関すること	1	使用施設	
2	統合校の象徴に関すること	2	校名	
		3	校歌	
		4	校章	
		5	制服	
		6	ジャージ	
3	統合校の学校運営に関すること	7	P T A の組織と運営方法	
		8	通学方法	●自転車通学の可否等
		9	施設使用方法と施設改修	
		10	教育課程	
		11	学校行事	
		12	校則	
		13	生徒会活動の運営方法	
		14	部活動の種類と運営方法	
		15	教材・教具	●道徳用読物教材、理科実験用品、DVD、体育用品など
		16	統合前の両校による交流行事	●体育祭、合唱コンクールなど
		17	備品・校具	●机、椅子、テレビなど

## 3 課題別対処方針

### (1) 統合校の使用施設に関すること

三崎中学校と上原中学校を統合する場合の使用施設については、いずれの施設を使用する場合でも、統合後の学校の教室が足りることを確認の上、校地・校舎面積や建築年度、教室数などの施設に関する両校の比較資料や、通学距離・時間のシミュレーション資料、また、実際に委員の目で両校の施設を見学することにより得られた情報などを基に次のような検討を進めました。

#### ア 両校の施設等の比較

三崎中学校については、「教室棟と管理棟の配置が分かりやすく使い勝手が良い」や「体育館は上原中学校より広くトイレも設置されている」、「周囲に住宅が多くあり、生徒を見守る目が多い」などの意見がある一方、「耐震補強工事はしてあるものの、施設見学をした際に将来的な施設面の不安を感じた」や「上原中学校より校舎が古く、今後のランニングコストが上原中学校より多くかかるこ

とが予想される」などの意見が出されました。

上原中学校については、「教室に開放感や清潔感がある」や「三崎中学校より資産的価値がある」、「のびのびと学校行事等を行うことができる環境である」などの意見がある一方、「三崎中学校に比べると動線に改良の余地がある」、「体育館は改修をする必要がある」などの意見が出されました。

この意見交換において、いずれの施設を使用する場合でもメリットとデメリットがあることが確認されました。

また、両校の建築年次については、総じて上原中学校が三崎中学校より新しい施設であるという認識ではありますが、体育館など一部に三崎中学校のほうが新しいものがあることから、各施設の築後経過年数に当該施設の面積を乗じ、その合計値を学校施設総面積で除した経過年数の加重平均を求めるべきであるとの意見を踏まえ、その算出を行いました。

その結果、三崎中学校が 43 年、上原中学校が 26 年であることが分かりました。

このことから、上原中学校の建築物の資産価値は、三崎中学校に比べ明らかに高いことが確認されました。

表9：両校の施設等の比較

校名		三 崎 中 学 校	上 原 中 学 校						
校 地 面 積	校 地 面 積	19,914㎡	24,185㎡						
	う ち 運 動 場	8,240㎡ ・テニスコート1面 ・200mトラック4～5コース ・100m直線3～4コース（グラウンドを斜めに）	10,105㎡ ・テニスコート2面 ・200mトラック6～7コース ・100m直線6～7コース						
校 舎	延 床 面 積	4,832㎡	5,592㎡						
	建 築 年 度 (棟番号は平面図参照)	昭和34(1959)年度 (5-1棟) 昭和42(1967)年度 (5-2棟, 15-1棟) 昭和46(1971)年度 (15-2棟, 16棟, 17棟) 昭和55(1980)年度 (18棟)	昭和41(1966)年度 (2-1棟) 昭和47(1972)年度 (2-3棟) 昭和50(1975)年度 (8棟) 平成 5(1993)年度 (11-1棟, 15棟) 平成14(2002)年度 (14棟)						
	耐 震 補 強	平成13(2001)年度	平成19(2007)年度						
	教 室 等	設置時区分				設置時区分			
		普通教室	特別教室	その他	計	普通教室	特別教室	その他	計
	教 室 数 計	17	21	4	42	17	22	3	42
		普通学級	6		6	9			9
	普通教室	特別支援	2	1	3	2			2
		生徒会室		1	1				1
	使 用 別	計	8	1	1	10	11		11
理 科			2		2		2	2	
音 楽			2		2		2	2	
美 術			1		1		2	2	
技 術			1		1		1	1	
家 庭 書			1		1		1	1	
特 活		1			1		1	1	
相 談			2		2		3	3	
P C			1		1		1	1	
調 理			1		1		1	1	
実 室	被 服		1		1		1	1	
	視 聴 覚		1		1	1	1	2	
	準 備		4		4		5	5	
	計	1	18		19	1	21	22	
	多 目 的	5			5				
	会 議 室		1		1	4		5	
	P T A 活 動 室	1			1				
	教 材 室		1	2	3		1	2	
	倉 庫	1		1	2	1		2	
	市 役 所 使 用	1			1				
態 度	計	3	2	3	8	5	1	3	9
	多目的ホール	なし		153㎡×2 (11-1棟の3,4階)					
バルコニー	なし		11-1棟の2～4階の各教室						
体 育 館	延 床 面 積	1,146㎡	824㎡						
	建 築 年 度	昭和48(1973)年度	昭和44(1969)年度						
	耐 震 補 強	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度						
	ト イ レ	あり	なし						
	そ の 他	—	体育館脇にバスケットコート(1面)あり						
武 道 場	延 床 面 積	104㎡	81㎡						
	建 築 年 度	昭和47(1972)年度	昭和57(1982)年度						
部 室 等	部 室	7室	8室						
	外 ト イ レ	なし	あり						
	シ ャ ワ ー	なし	あり						
	ミーティングルーム	なし	2室						
統 合 後 校 舎 処 分 に か かる 国 庫 返 納 等	53,284,447円 (基金積立)	162,781,769円 (国庫返納)							
駐 車 場 (通 勤 利 用 分 含 む)	29台	68台							



## イ 通学の利便性

通学距離や時間については、三崎地区の各町丁の中心付近から三崎中学校まで、同じく上原中学校までのほか、図1のとおり両校の通学区域の中間地点である宮川入口付近に校舎を新設すると仮定し、同じく当該宮川入口付近までの距離や時間について表10のとおり試算を行い、その資料を基に検討を行いました。

この試算により、通学距離の加重平均において、三崎中学校を使用した場合は1.6km、上原中学校を使用した場合は2.3km、新設校の場合は1.2kmであることが分かります。また、通学距離2.0km以上の場合はバス通学をすると仮定した通学時間の加重平均においては、三崎中学校を使用した場合は17分、上原中学校を使用した場合は19分、新設校の場合は17分であることが分かります。

三崎中学校と上原中学校を比較すると、通学距離で0.7km、通学時間で2分、上原中学校が多いことが分かります。

この点では、三崎中学校を使用することの優位性について地区協議会の認識が一致していますが、「この差は、中学生にとってそれほど大きなものではない。」という意見もありました。

図1：両校の通学区域の中間地点



表 10：通学距離・時間の試算

町丁名	使用校名 使用バス停	H26 (2014) 推計 生徒数	三崎中学校			上原中学校			新設（宮川入口付近と仮定）		
			通学距離及び通学時間			通学距離及び通学時間			通学距離及び通学時間		
			距離 (km)	時間 (分)	備考	距離 (km)	時間 (分)	備考	距離 (km)	時間 (分)	備考
三崎 1 丁目	日の出	11	0.4km	6分	徒歩	4.0km	20分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎 2 丁目	日の出	2	0.8km	12分	徒歩	4.0km	20分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎 3 丁目	三崎港	3	0.9km	14分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎 4 丁目	三崎港	6	0.5km	8分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎 5 丁目	三崎港	4	0.9km	14分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.6km	24分	徒歩
白石 町	三崎東岡	5	0.7km	11分	徒歩	2.7km	16分	バス	1.3km	20分	徒歩
海外 町	海外	17	0.7km	11分	徒歩	4.5km	22分	バス	1.1km	17分	徒歩
尾上 町	天神町	6	1.2km	18分	徒歩	2.2km	15分	バス	1.2km	18分	徒歩
向ヶ崎 町	榎の御所	10	0.9km	14分	徒歩	4.5km	22分	バス	1.2km	18分	徒歩
天神 町	天神町	15	0.8km	12分	徒歩	2.2km	15分	バス	0.6km	9分	徒歩
城山 町	天神町	12	0.5km	8分	徒歩	2.2km	15分	バス	0.6km	9分	徒歩
晴海 町	通り矢	16	1.5km	23分	徒歩	5.2km	24分	バス	1.8km	27分	徒歩
三崎町城ヶ島	観光船発着所	5	3.2km	18分	バス	6.5km	28分	バス	5.4km	25分	バス
東岡 町	三崎東岡	10	0.4km	6分	徒歩	2.7km	16分	バス	0.8km	12分	徒歩
諏訪 町	北條	4	0.4km	6分	徒歩	4.2km	21分	バス	1.0km	15分	徒歩
栄 町	栄町	12	1.1km	17分	徒歩	1.8km	27分	徒歩	0.3km	5分	徒歩
原 町	栄町	27	1.2km	18分	徒歩	1.3km	20分	徒歩	0.8km	12分	徒歩
岬陽 町	栄町	22	1.4km	21分	徒歩	1.9km	29分	徒歩	0.7km	11分	徒歩
宮川 町	栄町	31	1.7km	26分	徒歩	2.3km	14分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎町六合	油壺入口	17	2.0km	14分	バス	0.5km	8分	徒歩	1.2km	18分	徒歩
南下浦町金田	松輪入口	5	3.5km	18分	バス	0.8km	12分	徒歩	1.9km	29分	徒歩
三崎町諸磯	天神町	63	1.3km	20分	徒歩	2.2km	15分	バス	1.2km	18分	徒歩
三崎町小網代	小網代	97	2.8km	16分	バス	1.5km	23分	徒歩	1.3km	20分	徒歩
生徒数計・単純平均		400	1.3km	14分		2.9km	19分		1.3km	18分	
加重平均			1.6km	17分		2.3km	19分		1.2km	17分	

【注記】

※1：三浦市の中学校においては通学路を設定していないが、距離は各町丁の中心から学校までの最短の道のりで計測。

※2：徒歩時間は、時速4kmで計算。

※3：バス時間は、自宅から最寄バス停まで5分、バスを時速20km、学校最寄バス停から学校まで5分として計算。

（ただし、宮川については自宅から最寄バス停までを10分として計算）

※4：徒歩時間の推計において30分を超える場合にバス通学の対象とした。

※5：H26(2014)推計生徒数は、第2回協議会で示した町丁別生徒数資料による。（ただし、学区外からの通学人数は除いた）

※6：単純平均は、各町丁からの距離や時間の計を町丁数で除して求め、加重平均は、各町丁からの距離や時間にそれぞれの推計生徒数を乗じたものの計を推計生徒数の計で除して求めたもの。

## ウ 使用施設の選択と課題への対処

通学の利便性の比較のために三崎中学校と上原中学校の中間地点に新設校を設置するシミュレーションを行いました。この実現性について地区協議会ではそもそも議論の対象としていませんので、三崎中学校と上原中学校のいずれの施設を使用するかを選択について議論を進めました。

いずれの施設を使用する場合でもメリットとデメリットがあることが確認され、統合に当たっては、使用施設のデメリットについて、可能な限り解消すべきであるとの認識で一致いたしました。

使用施設の選択については、委員から様々な意見が出されましたが、地区協議会としての意見集約をする際に大きなウェイトを占めたのは、「生徒の安全」という点でした。

本年3月11日の東日本大震災により、私たちがこれまでに経験したことのない被害が出ている状況の中で、再度、安全性を認識し、生徒が安心して学ぶことのできる環境を選択することが最優先であると考え、最終的には、現上原中学校を使用するほうが優位性が高いと判断いたしました。

また、上原中学校を使用する場合、可能な限り解消すべき問題として、老朽化が顕著な体育館についての指摘があり、建替が決まっている柔道場と合わせて、必要に応じた改修、建替など、一定規模の投資の必要性があるとの認識で一致いたしました。

必要な改修等の方針については、平成24(2012)年1月に策定される予定の実施計画において、可能な限り定めることが望ましいと考えます。

### 【付帯意見】

#### 使用施設について

**意見1**：三崎中学校は、昭和34(1959)年から昭和55(1980)年までに段階的に建築されている。上原中学校は、昭和41(1966)年度から平成14(2002)年。それぞれの建築経過年数に面積を乗じて加重平均してみると、三崎中学校は建築後約43年が、上原中学校は約26年が経過していることとなる。

**意見2**：建物の構造上は、両校とも耐震補強もしているので大丈夫だと思うが、ランニングコストを考えると、築40年と築20年では、これから20年、25年のランニングコストが格段に違う。そういう意味では、建築年度の新しいものをこまめにメンテナンスしながら使うほうがコストもかからないと思う。

**意見3**：三崎中学校は昭和22(1947)年に開校して伝統がある。上原中学校が新しいのは分かりきっているが、周辺は畑で周りの目が届かなくなる。三崎中学校の場合には一歩出れば、周りに民家があるので住民の目が届く。また、上原中学校のグラウンドはプールが邪魔で使いにくい。三崎地区の市民運動会もずっと三崎中学校を使っている。上原中学校

を使用する場合、グラウンドは改修する必要があると思う。

**意見 4** : 子どもたちが授業を受ける環境としては、上原中学校のほうが周囲が静かで集中しやすい環境であると考えられる。

**意見 5** : グラウンドは、上原中学校のほうが全体を見渡せるので良いが、三崎中学校のほうが土質の関係で水はけが良い。上原中学校のグラウンドは陽の当たる時間が限られている。

**意見 6** : 2校比較では、ある部分ではこっちが良くて、別の部分ではあっちが良くて、となるのは当然である。しかし、どちらを使うか決まれば、メリット・デメリットがあってもそれでやっていくしかないと思う。問題は、地域の方も含めて「仕方ない、これで行こう」となることが一番大切である。

**意見 7** : 統合後の校舎処分にかかる国庫返納額が問題。三崎中学校の場合は国庫分を積み立てれば済むが、上原中学校だと返納が必要で、財政的な問題が重要だと思う。自分の子どもが通う場合は三崎中学校のほうが近いし、自分も三崎中学校を卒業したので、三崎中学校を残してほしいという思いはあるが、財政負担を考えるべき。

**意見 8** : 上原中学校を使用するデメリットは2つ。体育館のトイレがないことは改修で済む。通学距離の違いは700mで、中学生にとって700mは大きな問題じゃないだろうと思う。これで上原中学校のデメリットは消えてしまう。客観的に判断すれば上原中学校であるべきだと思う。

**意見 9** : 財政的なことを度外視すれば、上原中学校を使っていて、三崎中学校を建て替えて新しい学校にして、新しいネーミングでスタートするという事も考えられる。

**意見 10** : 上原中学校の動線が悪いという指摘だが、メインの校舎は非常に新しく使い勝手も良い。渡り廊下でつながっている図書室や音楽室、理科室は動線も含めて問題はない。家庭科室、技術室、美術室の入っている一番古い建物は、出入りがしにくい。体育館もちょっと遠い。しかし、それほど極端に使い勝手の悪い学校ではないと思われる。いくつかの特別教室を工夫できればそれほど問題はないと思う。

**意見 11** : 上原中学校を使用する場合、体育館と特別教室は建て替えるくらいの改修が必要だろうと思われる。跡地利用も含め、地区協議会としては、改修について十分検討すべきとの付帯要望を付けることが必要であると思う。

**意見 12** : 意見はまとまらないが、場所は三崎中学校、校舎は上原中学校という気持ち。景観が教育的にどのような効果があるか分からないが、三崎中学校の景観を考えると、そこで学ぶ子どもたちは恵まれている。一方、東日本大震災時、三崎中学校にいたものとしては、あの校舎を使い続けることに不安がある。

意見 13：上原中学校の施設を使うという方向付けがされ、その付帯条件として、上原中学校の施設の動線の悪さや設備の老朽化している部分を解消して使うという話しで進んでいるが、それを実際に統合までの間に物理的に解消するのだとすれば、そのスケジュールも並行して組み込んでいくということも必要になる。

#### 通学の利便性について

意見 1：中学校を統合することによって削減できる経費を、長い通学距離の子どもさんへの補助やスクールバスの活用等の経費に充てる検討が必要である。

意見 2：上原中学校を使う場合、通学距離や時間が延びる生徒が非常に多くなる。この対処について、保護者にとっても大事な問題の 1 つになる。

意見 3：通学に関しては、今後、路線バス等の問題などで京浜急行とも協議し、経路や金額面についても踏み込むべきである。

意見 4：通学方法について、中学校以上になったら自転車で通うものだと思っていたのだが、三浦には普及していない。これを機に検討すべきである。

意見 5：自転車通学についての安全面については子どもが自ら注意することが一番大切だが、子どもを預かる先生の立場とすれば指導が大変だと思う。自転車の通学路を決め、周囲の住民や車を運転する人にも周知することなどを行わないと少し危険だと思う。

## (2) 統合校の象徴に関すること

### ア 統合のコンセプトと校名

地区協議会の校名に関する意見は、主に次の 3 つに絞られました。

1 つ目は、三崎地区を代表する新中学校の創出を目的とし、統合校の校名を「三崎中学校」とする意見です。

上原中学校はもともと大規模化した三崎中学校を分離するために新設した学校であり、統合校の校名を「三崎中学校」とすることは、分離前の当時に戻す感覚で、施設は現上原中学校を使用し、校名は三崎中学校とすることで地域住民の理解も得られやすいのではないかという意見です。

2 つ目は、三崎中学校と上原中学校の両校の伝統を尊重した統合による新中学校の創出を目的とし、「三崎上原中学校」などの校名とする意見です。

両校の継続性をともに重視しようとする意見です。

3 つ目は、まったく新しい性格を備える新中学校の創出を目的とし、新校名を公募などで決めるべきだという意見です。

地域性や継続性にとらわれない新しい性格を重視しようとする意見です。

このほかにも検討の過程において委員より様々な意見が出されましたが、具体的校名については、地区協議会において軽々に決められる問題ではなく、新中学校についてどの様な性格を重視するのかの基本的枠組みである「統合のコンセプト」と合わせて、広く市民から公募し教育委員会の責任において、校名決定までのプロセスを明確にし、厳正な決定をすべきであると考えます。

また、市民公募に際しては、「統合のコンセプト」とそれに対応した「校名」の例示も必要であると考えます。

統合のコンセプトとそれに対応した校名の例としては、次のとおりだと考えます。

(ア) 三崎地区を代表する新中学校の創出（三崎の地域性の重視）

<校名案>「三崎中学校」、「みさき中学校」、「新三崎中学校」など

(イ) 三崎中学校、上原中学校の両校の伝統を尊重した統合による新中学校の創出（両校の継続性の重視）

<校名案>「三崎上原中学校」、「上原三崎中学校」など

(ウ) まったく新しい性格を備える新中学校の創出（新しい性格の重視）

<校名案>「希望が丘中学校」、「太洋中学校」など

【付帯意見】

統合のコンセプトと校名について

意見1：あくまでも「統合」だというスタンスで校名を考えるべきである。1つの新しい学校になってほしいという気持ちで「三崎上原」も良いが、新たな名前も時代の推移で必要かと思う。地域の方の意見を大事にしていかなければいけない。

意見2：校名は、前回の上原中学校の校名を決めたときと同じように募集したら良いのではないか。

意見3：使用施設と校名をセットで考えるべきだと思う。使用施設はある程度改修して新しい上原中学校を使い、校名は、歴史ある三崎という名前を残すべきだと思う。

意見4：三崎中学校という校名を残す検討には、新しくできた上原中学校の卒業生ほか関係者が、上原という名前にどの程度執着しているかを確認することが大事。

意見5：本来なら適地に新設校を作るのが理想だ。そうすれば通学路の問題も解消できる。ただ、経済的な問題など非合理的部分を総合して施設は上原中学校を使うが、新しい中学校ができるという発想で新しい校名を付けるのがいいと思う。地名にはこだわらず、新設校として希望の持てる校名がいい。

意見6：校名については色々な意見があると思う。地区協議会の意見よりもそこに通う子どもと保護者の気持ちを大切にすべきだと思う。新たなスタートを切ることを踏まえて、新たな命名をしたほうがいいと思う。

ただ、自分が卒業した学校の校名に多少の愛着はある。

**意見 7** : 地区協議会で校名を決めるのは難しい。市民の大きな関心事であり、もう少し手順を考えながら、時間をかけていくほうが良い。

**意見 8** : この議論はどれもネガティブになりがちだが、跡地利用も校名も、攻めていく夢のある統合であるべき。統合したほうが良いことなんだということを市民に理解してもらって、名前もすっとんと落ちる決め方をしないといけないと思う。

**意見 9** : 校名については難しい問題だと思う。どのように決まっても、全員がもろ手で賛成ということはあると得ない。公募して多いところが一番よいということではないと思うので、少ない中でもピカッと光ったものがあるかと思う。市民ぐるみで進めていただければと思う。最初はどちらにしても違和感はあると思うが、人の名前も同じで、長い間名乗るとなじんでくる。

**意見 10** : ここ数年の市町村合併時に、新しい自治体の名前をどう付けるかというのが、必ず大きな政治的な問題にもなっていた。合併は何のためにするんだ、という話しが名前と密接にリンクしていたということで、学校名も、何のために一緒になるんだ、という前向きなかたちの下で皆さんに選んでもらいたいんだというステップがどうしても必要だと思う。統合のきちんとした位置付けができないままに校名を募集して御破算になったことというのは、学校だけではなく市町村でもたくさんあるので、ぜひその辺を慎重に絞り込んでいくステップを作ってほしいと思う。

**意見 11** : 10 名程度の選考委員で編成する校名決定のプロジェクトチームを設立した上で、広く市民から校名を公募し、同一提案数の多少に関わらず選考委員の投票で候補を 10 案に絞り、その候補に対して中学 3 年生以上の市民で市長選・市議選並みの厳正な投票を行い決定するという方法も考えられる。

**意見 12** : 協議会として、3つの柱を示しているが、これを1つに絞ることは難しい。また、別の柱も出てくるかもしれないので、今後、選考委員会を立ち上げることができるのならば、そちらに任せて検討していくことがいいと思う。

**意見 13** : 校名については、これから入る子どもたちよりも、卒業された方たち、地域の方たちにすごくこだわりがあると思う。地域や卒業された方が「これで行こう」となることがベストだと思う。

## イ 校歌、校章、制服、ジャージ

校名以外で統合校を象徴するものは、校歌、校章、制服及びジャージなどが考えられますが、校歌、校章については、実施計画策定後の平成 24(2012)年 1 月以降に両校 P T A<sup>※6</sup>と教育委員会事務局において検討委員会を組織し、決定すべきであると考えます。

### (3) 統合校の学校運営に関すること

#### ア 教育課程

「統合して新中学校の創出を目指す」ことを基本とし、結果として「統合して良かった」と思えるような統合をするために、新中学校における教育課程の充実を図ることは極めて重要です。

市内中学校においてはすでに、それぞれに特色ある学校づくりを進めているところですが、統合校の学校運営のうち教育課程の編成は、この特色ある学校づくりにおいて極めて大切な要素であり、新中学校の創出の成果を左右する重要課題であると思います。

新中学校の創出を目指すため、実施計画策定後の平成 24(2012)年 1 月以降に両校教職員と教育委員会事務局において検討委員会を組織し、十分な議論を重ね決定すべきであると考えます。

#### 【付帯意見】

##### 教育課程について

意見 1：三崎中学校と上原中学校を統合した場合、特色や伝統など、学校の違いがあると思うので、お互いに競争しながら良い方向に進んでもらいたい。新たな仕組み、新たな教育の仕方というものをアクションプランのようなかたちで進めることも考えてもらいたい。

#### イ P T Aの組織と運営方法及び通学方法

学校運営に関することについては、教育委員会と統合前の両校の教職員で検討すべきことであると考えますが、そのうち特に P T Aの組織と運営方法及び通学方法については、保護者の意向が十分に反映されるべきであり、実施計画策定後の平成 24(2012)年 1 月以降に両校 P T Aにおいて検討し、決定すべきであると考えます。

また、統合することにより通学区域が広がりますが、これをより多くの地域力の有効活用、地域人材の活用ができるチャンスであると捉え、新中学校においては、これまで以上に充実した P T Aの組織運営を図ることが重要です。

※6：P T A

保護者のみで構成される会ではなく、保護者と教職員で組織される会（以下同じ。）のこと。



【付帯意見】

通学方法について

意見1：通学方法について、中学校以上になったら自転車で通うものだと思っていたのだが、三浦には普及していない。これを機に検討すべきである。

※27ページの「意見4」を再掲

意見2：自転車通学についての安全面については子どもが自ら注意することが一番大切だが、子どもを預かる先生の立場とすれば指導が大変だと思う。自転車の通学路を決め、周囲の住民や車を運転する人にも周知することなどを行わないと少し危険だと思う。

※27ページの「意見5」を再掲

ウ 部活動の活性化

部活動の活性化については、「Ⅱ 望ましい適正化措置の方向」の「2 三崎地区中学校の適正化措置の考察」の「(3) 学校の適正規模」の「イ 部活動の活性化」において、学校規模が及ぼす部活動への影響の観点で意見を述べましたが、「統合の目的とねらい」の観点においても、部活動の活性化は新中学校の創出の成果に非常に大きな影響を与える要素となってくると考えます。

今後の生徒数の減少を考慮すると、三崎中学校と上原中学校を統合しても、それほど大きな規模の学校とはならないと考えられますが、部活動は教育課程と並び、生徒の調和のとれた成長に重要なものであり、部活動を活性化することは必要だと考えます。

部活動の活性化を新中学校の経営方針の1つとすることについては、大いに検討すべき事項であり、実施計画策定後の平成 24(2012)年1月以降に両校教職員を中心に検討し、決定すべきであると考えます。

【付帯意見】

部活動の活性化について

意見1：「統合して良かった」と言われるために、部活動を活発化させ、それ自体も新しい中学校の特色の1つにするような学校経営を打ち出すことも考えられる。

意見2：部活動の活性化を統合の目的とねらいのメインにすることは難しいと思うが、子どもの能力を引き出したり、社会性を培ったりするためにはどうしても必要なものである。

エ その他の学校運営に関すること

本章「2 統合の課題」(20 ページ)で整理した統合校の学校運営に関する課題のうち、前号のPTAの組織と運営方法及び通学方法を除く施設使用方法と施設改修など(20 ページ「表8」参照)については、実施計画策定後の平成

24(2012)年1月以降に両校教職員と教育委員会事務局において検討委員会を組織し、決定すべきであると考えます。

また、このうち特に施設改修等については、本章「3 課題別対処方針」の「(1) 統合校の使用施設に関すること」の「ウ 使用施設の選択と課題への対処」で述べたとおり、平成 24(2012)年1月に策定される予定の実施計画において可能な限り方針を定めた上で、以後、実施計画策定後の平成 24(2012)年1月以降に両校教職員と教育委員会事務局において検討委員会を組織し、決定すべきであると考えます。

**【付帯意見】**

**学校運営について**

**意見 1**：上原中学校の施設を使用して平成 26 年に新しい中学校を開校し、子どもたちを迎えることになるが、どういう学校を作っていくのかというイメージをできるだけ早く、教育委員会事務局とも連携し、皆さんの意見を聞きながら固めていかなければいけないと思う。

**4 統合スケジュール**

第 I 章の適正化措置のスケジュール及び本章「2 統合の課題」及び「3 課題別対処方針」を踏まえた三崎中学校と上原中学校の具体的統合スケジュールは、次の表 11 のとおりとなると考えられます。

平成 26(2014)年4月の新たなスタートに向けて、各機関がそれぞれの役割を果たしていくとともに、常に連携を密にし、また生徒や保護者を始めとする地域への情報提供を行いながら進めていくことが必要だと考えます。併せて、統合の一番の当事者となる子どもたちの意見や希望を聞き、これを統合の際に活かしていくための手法についても検討する必要があると考えます。

**表 11：両校統合に関する詳細スケジュール**

機 関	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
三崎地区中学校 適正配置協議会	検討・意見集約 ・使用施設 ・校名 ・統合に向けた スケジュール  意見書提出（9月）			
三浦市		実施計画策定（1月） ※政策会議で議決	関係条例改正 （9月）	統合実施 （4月）
三浦市教育委員会		実施計画策定（12月） ※定例教育委員会で議決	通学区改正 （10月）	
学校再編検討委員会	設置（10月） 実施計画案検討	実施計画案策定 （12月）		
両校PTA・ 教育委員会事務局		検討 ・校歌 ・校章	左記事項 決定	左記事項 事務手続
両校PTA		検討 ・制服 ・ジャージ ・PTA組織と運営方法 ・通学方法	左記事項 決定	左記事項 事務手続
両校教職員・ 教育委員会事務局		検討 ・教育課程 ・学校行事 ・校則 ・生徒会活動の運営方法 ・部活動の種類と運営方法 ・教材、教具 ・統合前の両校による交流行事 ・備品、校具	左記事項 決定	左記事項 事務手続 事業実施

【付帯意見】

今後の意見聴取方法について

意見 1 : これまでの地区協議会での協議も、今後予定されている P T Aからの意見聴取も対象は大人である。一番の当事者である中学生からの意見や希望を聴取してほしい。その方法としては、アンケート形式あるいは生徒会の役員による討論会形式などが考えられる。

5 跡地利用

統合に当たって、現上原中学校を使用した場合、現三崎中学校は学校施設としての機能を失うこととなります。

統合によって生まれる跡地利用の詳細については、地区協議会として言及することができないことは承知しているものの、今後、現三崎中学校を含む城山周辺地域の活用について、早急に行政としての方針を示すことが重要であり、統合に関する住民合意を得る要件としても不可欠であると考えます。統合が実施されてから跡地利用について検討するのでは、統合に対する住民合意も得にくいと考えます。統合と跡地利用を両輪として捉え、跡地利用について、平成 2 6 年 4 月までには夢のある計画を市民に示すことができるよう検討していくべきであると考えます。

この度の大震災の際には、地域の方々が三崎中学校の体育館を避難所として利用いたしました。また、グラウンドや体育館は、地域のスポーツ振興の場としても多くの人たちに活用されています。現三崎中学校を含む城山周辺地域が、三崎地区の拠点・核として大きな役割を果たしていることは地区協議会委員共通の認識です。

統合後、上原中学校を使用することとなった場合においても、この城山地域には、これまでどおり三崎地区の拠点・核としての機能を期待する声も小さくないと認識していますし、地区協議会としても、その必要性について一致した認識です。

もちろん現三崎中学校の敷地のすべてを公共施設とする必要性はないと思われませんが、その素晴らしいロケーションを活かし、一部を三崎地区の拠点・核として活用する必要性があると考えます。

「統合して新中学校の創出を目指す」ことを基本とし、結果として「統合して良かった」と思えるような統合をするために、跡地利用計画は、市民の合意形成において不可欠なものだと思います。

【付帯意見】

跡地利用について

意見 1 : 政策研究所報告書でも学校施設の活用は大きなテーマの 1 つ。学校の適正配置と跡地利用は常に並行して考えるべきである。このことを市に対する意見としてまとめておくことも大事なことである。

- 意見 2** : 統合した場合に廃校となる学校施設をどう考えるかは全市的問題で、市の企画セクションなどで全体で考えるべきで、教育委員会だけの問題ではないが、地区協議会としては跡地利用についても、地域社会の核施設としての役割の継続も重要な視点であり、どちらに統合が進むにしても、これを念頭に検討を進めるべきだと思う。
- 意見 3** : 上原中学校を使う場合には、青少年会館や福祉会館など耐震化がされていない建物にある市役所機能を耐震化が済んでいる三崎中学校に集約することが考えられる。
- 意見 4** : 三崎中学校の跡地利用について、市役所として利用することは賛成。市役所ではなくても文化センター機能なども考えるべき。いずれにしる跡地利用としては、圧倒的に三崎中学校のほうが優位性が高いと思う。
- 意見 5** : 三崎から上原に中学校が移っても、残った三崎中学校跡地について、利用計画を作っていないと全体が納得できないのではないかと。三崎の子どもが土日にどこで過ごすのかという部分がある。例えば、跡地がちょっとしたスポーツ公園になれば、学校が遠くなるデメリットの一方、近くに地域の核も残す、ということも全体的に考えていかなければいけない。どちらかに移れば必ずどちらかが空く、空く部分も含めて総合的に提案していかないと市民は納得しないのではないかとと思われる。
- 意見 6** : 統合と跡地利用は両輪のように考えていくべきであると思う。統合があって空いてしまったところを、さあこれからどうしようということでは、どうしても空白ができてしまうので、統合の時期に合わせて、空いたらすぐにどういう施設にするかという提示をしていくべきであると思う。
- 意見 7** : 三崎中学校の屋上からは、富士山や相模湾、太平洋が一望できるので、このロケーションを活かして、地元の子どもたちも使いながら観光スポット的に開放してもいいのではないかとと思う。
- 意見 8** : 避難場所としても使える温泉施設のような、1日いてゆっくりできるような部屋があれば、子どもからお年寄りまで利用できて、災害時に寝泊まりできるような施設を考えてもいいと思う。
- 意見 9** : 初声小学校に隣接する文化財収蔵庫の文化財を三崎中学校の施設に移転し展示してほしい。現在の文化財収蔵庫は木造であり、火災が起きればすべての文化財が失われる恐れがある。

【資料1】推進計画のスケジュールに関する意見書

平成22年9月27日

三浦市教育委員会 御中

三崎地区中学校適正配置協議会  
会長 川崎 喜正

三浦市立小中学校適正配置推進計画のスケジュールに関する意見提出について

初秋の候、貴委員会の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より学校教育をはじめとする教育行政にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る9月24日に第1回三崎地区中学校適正配置協議会が開催され、今後の協議会の開催日程について別紙のとおり決定いたしました。

つきましては、三浦市立小中学校適正配置推進計画のスケジュールについて、下記のとおり本協議会として意見を申し述べますので、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記

通学区域の変更や隣接校との統合などの適正化措置を実施する場合、対象となる学校や生徒、保護者に対する十分な説明及び準備期間を確保することが必要である。

また、学校行事や教育課程の編成に支障をきたし、教育現場に混乱が生じることは絶対に避けなければならない。

現在の推進計画では、平成24年5月までに学校適正配置に関する地区、対象校、具体的手法、スケジュールなどを示した（仮称）三浦市立小中学校適正配置実施計画を策定することとしているが、これは、適正化措置を実施するとしている平成26年4月まで2年足らずの時期である。

しかし、現在の学校現場の状況を考えた時、この2年足らずの期間では教育課程の編成等に必要な時間を確保することが難しいと考えられる。

したがって、実施計画の策定期間については、教育課程の編成を行う現場の意見を尊重し、また、生徒や保護者への説明期間をさらに十分なものとするためにも、平成24年1月までと変更することが必要である。

以 上

【資料 2】 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）

（学級編製の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。  
 ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編製の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編製の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人（第 1 学年の児童で編成する学級にあつては、35 人）
	二の学年の児童で編制する学級	16 人（第 1 学年の児童を含む学級にあつては、8 人）
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	二の学年の生徒で編制する学級	8 人
	学校教育法第 75 条に規定する特殊学級	8 人

（学級編成）

第 4 条 公立の義務教育諸学校の学級編成は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

【資料3】教育環境適正化措置に関する意見書

平成22年10月22日

三浦市教育委員会 御中

三崎地区中学校適正配置協議会  
会長 川崎 喜正

教育環境適正化措置に関する意見提出について

秋冷の候、貴委員会の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より学校教育をはじめとする教育行政にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る10月21日に第2回三崎地区中学校適正配置協議会が開催され、教育環境適正化措置の手法等について検討し、下記のとおり本協議会として意見をとりまとめましたので、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 教育環境適正化措置の手法等に関し、小学校における適正化措置の課題、学校選択制、小中一貫教育及びその他必要な事項等については、引き続き検討をする必要が認められる。
- 2 この検討については、今後設置が予定されている（仮称）適正化推進協議会で検討することが適当である。

以上

【資料4】中学校別生徒数・学級数推計

		平成22(2010)年度				平成23(2011)年度				平成24(2012)年度				平成25(2013)年度				平成26(2014)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	61	55	77	193	53	61	55	169	58	53	61	172	37	58	53	148	46	37	58	141
	学級数 40人学級	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	1	2	2	5	—	1	2	—
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
上原中	生徒数	96	100	97	293	101	96	100	297	89	101	96	286	94	89	101	284	102	94	89	285
	学級数 40人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	—	3	3	—
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
南下浦中	生徒数	147	136	140	423	128	147	136	411	150	128	147	425	142	150	128	420	134	142	150	426
	学級数 40人学級	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12	—	4	4	—
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—
初声中	生徒数	136	85	87	308	100	136	85	321	100	100	136	336	82	100	100	282	100	82	100	282
	学級数 40人学級	4	3	3	10	3	4	3	10	3	3	4	10	3	3	3	9	—	3	3	—
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
4校生徒数計		440	376	401	1,217	382	440	376	1,198	397	382	440	1,219	355	397	382	1,134	382	355	397	1,134
		平成27(2015)年度				平成28(2016)年度				平成29(2017)年度				平成30(2018)年度				平成31(2019)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	37	46	37	120	35	37	46	118	41	35	37	113	37	41	35	113	30	37	41	108
	学級数 40人学級	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	2	2	—	—	1	2	2	5	2	1	2	5	2	2	1	5	1	2	2	5
上原中	生徒数	88	102	94	284	91	88	102	281	97	91	88	276	84	97	91	272	87	84	97	268
	学級数 40人学級	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	3	3	—	—	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
南下浦中	生徒数	139	134	142	415	128	139	134	401	109	128	139	376	119	109	128	356	109	119	109	337
	学級数 40人学級	—	—	4	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	4	4	—	—	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12
初声中	生徒数	81	100	82	263	85	81	100	266	85	85	81	251	72	85	85	242	82	72	85	239
	学級数 40人学級	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	3	3	—	—	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
4校生徒数計		345	382	355	1,082	339	345	382	1,066	332	339	345	1,016	312	332	339	983	308	312	332	952
		平成32(2020)年度				平成33(2021)年度				平成34(2022)年度											
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計								
三崎中	生徒数	24	30	37	91	26	24	30	80	30	26	24	80								
	学級数 40人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3								
上原中	生徒数	81	87	84	252	55	81	87	223	65	55	81	201								
	学級数 40人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	3	3	3	9	2	3	3	8	2	2	3	7								
南下浦中	生徒数	102	109	119	330	122	102	109	333	113	122	102	337								
	学級数 40人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	3	4	4	11	4	3	4	11	4	4	3	11								
初声中	生徒数	77	82	72	231	69	77	82	228	62	69	77	208								
	学級数 40人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	3	3	3	9	2	3	3	8	2	2	3	7								
4校生徒数計		284	308	312	904	272	284	308	864	270	272	284	826								

※平成22(2010)年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成

※推計においては特別支援学級数を除いた

※平成26(2014)年度に1年生、27(2015)年度に2年生、28(2016)年度に3年生の35人学級化が実施されると想定

※28(2016)年度までは、現在の三崎小の児童数を三崎中へ、名向小+岬陽小の児童数を上原中へ、29(2017)年度以降は住所地により指定する学校へ進学すると想定して推計



【資料5】地区協議会開催状況

回	日 時	内 容
第1回	平成22年9月24日(金) 18時00分～19時05分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三崎地区中学校適正配置協議会設置要綱について</li> <li>・委員の委嘱及び任命</li> <li>・会長及び副会長の選任について</li> <li>・地区協議会の運営について</li> <li>・三浦市立小中学校適正配置推進計画策定までの経過について</li> <li>・三浦市立小中学校適正配置推進計画について</li> <li>・今後の地区協議会日程について</li> <li>・推進計画のスケジュールの変更に関する意見提出について</li> </ul>
第2回	平成22年10月21日(木) 18時00分～19時40分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三浦市立小中学校適正配置推進計画の改訂について</li> <li>・第1回会議録の承認について</li> <li>・第2回以降の会議録の調製・承認の手順について</li> <li>・第1回協議会ニュースの発行について</li> <li>・第2回以降の協議会ニュースの発行手順について</li> <li>・教育環境適正化措置の手法等について</li> <li>・通学区域の変更の妥当性について</li> </ul>
第3回	平成22年11月24日(水) 18時05分～19時43分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ニュース(第2号)の発行について</li> <li>・第2回会議録の承認について</li> <li>・通学区域の変更の妥当性について</li> <li>・隣接校との統合の妥当性について</li> </ul>
第4回	平成22年12月22日(水) 18時00分～19時06分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ニュース(第3号)の発行について</li> <li>・35人学級導入に関する状況について</li> <li>・第3回会議録の承認について</li> <li>・隣接校との統合の妥当性について</li> <li>・三崎地区中学校の適正化措置の方向性について</li> <li>・適正化措置の課題について</li> </ul>

回	日 時	内 容
第5回	平成23年2月18日(金) 18時02分～19時37分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ニュース(第4号)の発行について</li> <li>・インターネット目安箱への投稿について</li> <li>・第4回会議録の承認について</li> <li>・隣接校との統合における課題の検討について</li> <li>・隣接校との統合における使用校について (地区協議会開催前に三崎中学校及び上原中学校の施設見学を実施)</li> </ul>
第6回	平成23年3月25日(金) 18時02分～19時55分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ニュース(第5号)の発行について</li> <li>・第5回会議録の承認について</li> <li>・隣接校との統合における使用校について</li> <li>・統合校の校名について</li> <li>・統合に向けたスケジュールについて</li> </ul>
第7回	平成23年5月27日(金) 18時00分～19時45分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱及び任命</li> <li>・会長の選任について</li> <li>・第6回会議録の承認について</li> <li>・協議会ニュース(第6号)の発行について</li> <li>・第6回協議会までの内容について</li> <li>・意見書素案について</li> <li>・統合校の校名について</li> <li>・意見書素案(校名以外の記述)について</li> </ul>
第8回	平成23年6月24日(金) 18時00分～19時27分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ニュース(第7号)の発行について</li> <li>・意見書素案に対する委員会の意見聴取内容について</li> <li>・第7回会議録の承認について</li> <li>・三崎地区中学校の適正配置に関する意見書の取扱いについて</li> <li>・第8回会議録の調製について</li> <li>・協議会ニュース(第8号)の発行について</li> <li>・意見書素案について</li> </ul>

※場所はすべて三浦市青少年会館会合室

【資料6】委員名簿

(第1回～第6回)

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
会 長	川 崎 喜 正	三浦市区長会会長	地域の代表
副会長	古屋野 敬 子	元三浦市立小中学校校長	学識経験者
〃	草 野 恵 一	みうら政策研究所所長	〃
委 員	青 木 建	三浦市社会教育委員	〃
〃	岩 田 格	前三浦市教育長	〃
〃	伊 藤 和 彦	三浦市PTA連絡協議会会長	保護者の代表
〃	長谷川 雅 徳	三崎中学校PTA会長	〃
〃	石 渡 信 昭	上原中学校PTA会長	〃
〃	抱 井 護	三崎小学校PTA会長	〃
〃	石 毛 浩 雄	岬陽小学校PTA会長	〃
〃	高 橋 剛	名向小学校PTA会長	〃
〃	出 口 正 雄	三浦市青少年指導員連絡協議会会長	地域の代表
〃	田 邊 富士雄	三浦市子ども会指導者連絡協議会会長	〃
〃	越 智 康 一	三浦市立小中学校校長会会長	学校長
〃	高 津 克 秋	三崎中学校校長	〃
〃	渡 辺 正	上原中学校校長	〃
〃	大 和 信 一	三崎小学校校長	〃
〃	久 野 浩 一	岬陽小学校校長	〃
〃	森 カヨ子	名向小学校校長	〃
〃	小 松 亮	三崎中学校教員	教員の代表
〃	北 村 智 之	名向小学校教員	〃

## (第7回～第8回)

役職	氏名	所属等	区分
会長	磯部 東	三崎町区長会会長	地域の代表
副会長	古屋野 敬子	元三浦市立小中学校校長	学識経験者
〃	草野 恵一	みうら政策研究所所長	〃
委員	青木 建	三浦市社会教育委員	〃
〃	岩田 格	前三浦市教育長	〃
〃	滝口 博士	三浦市PTA連絡協議会会長	保護者の代表
〃	長谷川 雅徳	三崎中学校PTA会長	〃
〃	井上 恵介	上原中学校PTA会長	〃
〃	宇田川 雅透	三崎小学校PTA会長	〃
〃	小川 哲男	岬陽小学校PTA会長	〃
〃	高橋 剛	名向小学校PTA会長	〃
〃	出口 正雄	三浦市青少年指導員連絡協議会会長	地域の代表
〃	田邊 富士雄	三浦市子ども会指導者連絡協議会相談役	〃
〃	松本 幸雄	三浦市立小中学校校長会会長	学校長
〃	武田 勝則	三崎中学校校長	〃
〃	渡辺 正	上原中学校校長	〃
〃	大和 信一	三崎小学校校長	〃
〃	久野 浩一	岬陽小学校校長	〃
〃	毛利 祐司	名向小学校校長	〃
〃	小松 亮	三崎中学校教員	教員の代表
〃	北村 智之	名向小学校教員	〃

三崎地区中学校の適正配置に関する意見書

平成 23(2011)年 7 月 14 日

編集・発行 : 三崎地区中学校適正配置協議会

事務局 : 三浦市教育委員会 教育部 総務課  
〒238-0235 三浦市城山町 6 - 9  
TEL 046-882-1111 (代表)  
FAX 046-881-7854  
E-Mail [kyoui0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:kyoui0101@city.miura.kanagawa.jp)